





2006.12

新しい風、兵庫から

1 お知らせ

基準を満たしていない自動車については、初度登録日に応じて猶予期間を設けていますが、平成18年10月1日現在で普通貨物自動車の場合は平成5年9月30日以前(バスの場合は平成2年9月30日以前、特種自動車の場合は平成4年9月30日以前)の初度登録の車はすべて猶予期間を経過しているため、確認時点で違反となりますので、ご注意ください。また、初度登録日が平成15年12月31日以前の自動車についても順次猶予期間を迎えますので、ご確認ください。

【兵庫県条例による規制内容】

自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車で、車両総重量8トン以上の自動車(バスについては定員30人以上の大型バス)は、猶予期間を超えて、阪神東南部地域(神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)内を運行することができません。

なお、規制除外ケース、規制除外路線を定めるほか、特種自動車の一部は規制対象外としています。

2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

(1)カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認します。

違反車両の使用者に対しては、運行規制の遵守について報告を求めています。 また、本年度中にカメラ検査の自動化を行い、検査体制の充実を図ります。

年·月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)	
H16.10~ H18.3	747,405	107,615 (297)	33,039 (76)	74,576 (221)	
H18 . 4	51,103	6,502 (58)	2,423(11)	4,079 (47)	
H18.5	41,330	5,538 (45)	2,006(11)	3,532(34)	
H18.6	47,166	6,541 (85)	2,385 (19)	4,156(66)	
H18.7	59,645	8,049 (74)	2,913 (16)	5,136(58)	
H18.8	38,314	6,518 (78)	1,563 (8)	4,955(70)	
H18.9	43,663	5,862 (78)	2,071 (18)	3,791 (60)	
計	1,028,626	146,625 (715)	46,400 (159)	100,225 (556)	
		100%	31.6% (0.11%)	68.4%(0.38%)	

平成18年9月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は146,625台(県内46,400台、県外100,225台)で、うち違反車両は715台(県内159台、県外556台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は下表のとおりで、兵庫県、岡山県、奈良県、京都府で多く、4 府県で全体の52%を占めています。また、種別では事業用が77%、自家用が23%となっています。

カメラ検査(平成18年9月まで)において運行規制違反を確認した府県別台数

ルメフ検査	(平成18年9月 	まで)におい	(連行規制運)	反を確認した府県別台数 構考			
府県名	事業用	自家用	計				
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	109	50	159	<u>神戸</u> 姫路	70 39	40 10	1
岡山県	77	7	84	V			3
奈良県	42	26	68				
京都府	42	21	63				
和歌山県	26	10	36				
滋賀県	22	12	34				1
広島県	29	3	32	広島	16	2	2
				福山	13	1	4
				久留米	11	1	1
福岡県	26	2	28	北九州	9	0	
				福岡	5	0	
	2.1		2.4	筑豊	1	1	
三重県	21	3	24	和中	1.5		2
大阪府	17	6	23	和泉	15	3	
五松旧	00	0		大阪	2	3	
愛媛県	20	3	23				
香川県	16	2	18				
福井県	17	0	17				
岐阜県	8	5	13				4
徳島県	10	2	12				1
鹿児島県	7	1	8				2
鳥取県	5	2	7				
島根県	6	1	7				
佐賀県	6	0	6				
宮崎県	4	2	6	→ *7 =			
栃木県	5	0	5	宇都宮	4	0	3
				栃木	1	0	
富山県	3	2	5				
山口県	5	0	5	基4 区			
静岡県	2	2	4	静岡	1	1	
		4		沼津	1	1	2
高知県	3	1	4				1
福島県	3	0	3				3
長野県	1	2	3	 	2		2
千葉県	3	0	3	千葉 袖ヶ浦	1	0	1
石川県	3	0	3				
愛知県	2	1	3	三河 尾張小牧	1	1 0	1
大分県	2	1	3	たびいれ		<u> </u>	1
宮城県	1	1	2				
長崎県	2	0	2	長崎	1	0	
				佐世保	1	0	
埼玉県	1	0	1				
熊本県	1	0	1				
計	547(77%)	168(23%)	715(100%)				29

(2)街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間:平成16年10月~平成18年10月

検査回数:87回

	検査車両	うち違反車両	
県内車両	209	2	
県外車両	633	3	
計	842	5	

違反車両の支局別の内訳は、神戸、 姫路、大阪、滋賀、岐阜が各1台で、 事業用2台、自家用3台となっていま す。

(3)立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月~平成18年10月

運送事業者	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	742	5,582	242	0

二十二	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
何王寺 	536	117	5	0

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

3 条例解説

『基準を満たしていない自動車の猶予期間について』

普通貨物自動車(1年車検)の場合を例に、猶予期間の算出について説明します。

初度登録日がH5年10月1日からH8年9月30日 ==> H18年9月30日以降の車検証の有効期間満了日・車検証の有効期間満了日が基準日(9月30日)より前か後かで猶予期間の長さが変わります。

例1 初度登録日: H8年8月30日、車検有効満了日: H18年8月30日 猶予期間H19年8月30日

例2 初度登録日: H8年8月31日、車検有効満了日: H18年10月5日 猶予期間H18年10月5日

初度登録日がH8年10月1日からH15年12月31日 ==> 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の車検証の有効満了日

·初度登録日と車検証の有効期間満了日が同じ場合は、10年間で猶予期間が満了します。

例 初度登録日: H8年11月9日、車検有効満了日: H18年11月9日 猶予期間H18年11月9日 ·初度登録日と車検証の有効期間満了日が違う場合は、初度登録日から10年後の直近の車検証の有効期間満了日までが猶予期間です。

例 初度登録日:H9年2月15日、車検有効満了日:H19年1月31日 猶予期間H20年1月31日

(注)初度登録日と車検証の有効期間満了日の関係によっては、猶予期間満了日が前後することがあります。(初度登録日が先の車の方が猶予期間満了日が後になる場合があります。)

『ひょうごエコフェスティバル2006の開催』

県民一人ひとりが身近な環境の危機に気づき、環境への意識を高め、家庭や地域、学校、職場など日常生活のあらゆる場面を通じ、環境に配慮したライフスタイルを実践することを促進することを目的に開催されました。

1 開催期間

平成18年10月28日~29日

2 開催地

丹波の森公苑

3 内容

- ・「環境学習」「〈らしの知恵」「社会とのかかわり」を テーマとした実演・ゲーム等の実施
- ·これからの持続可能な社会の形成に向けて、 環境学習の必要性のPR等

4 来場者

28日 約5,000人

29日 約5,000人 計10,000人



また、低公害車フェアとして低公害車の展示やPR、アイドリングストップの協力等について依頼しました。

(1) 低公害車の展示

電気自動車: TGMY EV CIVIC 天然ガス自動車: スバル レガシィ

低燃費かつ超低排出ガス車: ニッサン ノート LPガス自動車: ニッサン ティーダ ラティオ VPI バイフューエル自動車: ボルボ バイフューエル

(2) マイカー点検コーナー

運転者による日頃の点検整備を奨励するため、講習車両を用いて実演・指導を行うとともに、シミュレーターでのエアバッグ展開実演、アンケートを実施した。

(3) 天然ガス自動車コーナー

天然ガスPRトラック「マナ カナ号」によるパネルの展示やクイズラリーによるPR、また、ジオラマによる模型と映像による自動車の紹介を行った。

(4)電気自動車コーナー

電気自動車・電気スクーターを展示し、電気 自動車の紹介と普及を図った。

(5) アイドリングストップ自動車展示コーナー

アイドリングストップ自動車(トヨタ ヴィッツ)を展示するとともに、アイドリングストップ自動車の性能を紹介・補助金説明DVDを上映し、アイドリングストップ自動車の普及を図った。

(6)低公害車普及パネルの展示

低公害車の紹介パネルを展示するとともに、アンケートを実施。啓発資材により、低公害車の普及、アイドリングストップの協力をお願いした。



発行/兵庫県健康生活部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078(362)9092 FAX:078(362)3966

H.P: http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html

E-mail:taikika@pref.hyogo.jp

発行日 / 平成18年12月1日